

令和 6 年度低所得者支援給付金（DV等対象者） （3 万円／1 世帯及び子ども加算）のご案内

- DV（ドメスティック・バイオレンス）等で住所地※1以外に避難中※2の方も、給付金を受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たし、現在、寝屋川市にお住まいであれば、受給することができます。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

※1 ここで「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

※2 「DV等で住所地以外に避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

支給対象・支給額

①令和 6 年度**住民税非課税**の世帯

1 世帯当たり **3 万円**

②上記世帯に扶養されている**18歳以下の児童**
（平成18年 4 月 2 日以降に生まれた児童）

1 人当たり **2 万円**

※ 住民税均等割が課されている**他の親族等の扶養を受けている方のみで構成されている世帯**は対象外です。

申請方法

令和 7 年 5 月 31 日(土)【消印有効】までに申請書を記入の上、
必要書類とともに**提出**してください。

※ 令和 7 年 5 月 31 日は土曜日のため、受付窓口での受付は令和 7 年 5 月 30 日（金）までとなります。

【申請書配布先】

市役所 1 階総合案内、保健福祉センター 1 階総合窓口、
各シティ・ステーション、保護課、市役所別館 1 階

申請書は市ホームページから
もダウンロードできます。



支給時期

申請書が提出された後、速やかに審査を行い、
審査が決定次第、順次、振込日を個別にお知らせします。

※ 申請が集中する場合は、お時間をいただくことがあります。

裏面に続きます。必ず確認してください。

手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ & Aを参考に、必要な書類を用意して手続きしてください。
不明な点は、下記保護課 給付金担当窓口にご相談してください。



**Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。
私は給付金を受給できませんか？**

A 住民票がある世帯の方(配偶者等)が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件(DV避難中であることの証明、収入要件)を満たし、現在、寝屋川市にお住まいであれば、受給することができます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

**Q 配偶者からDVを受け避難しています。
配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？**

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者と見なし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

Q 現在の住まいで受給するためには、どのような手続きが必要ですか？

A 現在のお住まいが寝屋川市の場合、下記保護課 給付金担当に連絡いただき、給付金の申請に必要な書類（対象により異なります。）に加え、「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」を提出してください。

！「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに国や都道府県、本市の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、下記お問い合わせ先や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）に連絡してください。



お問い合わせ先

寝屋川市 定額減税補足給付金実施本部（低所得者支援給付金担当）

〒572-0831 寝屋川市豊野町15番10号

寝屋川市役所別館 1 階

☎ 072-800-4860

受付時間：午前9時～午後5時30分(土日祝を除く)

